



埼玉県報

第 2 3 1 4 号
平成 23 年 8 月 19 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [平成22年度災害共済事業経営状況\(管財課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [生野土地改良区の役員就退任届\(本庄農林振興センター\)](#)
- [指定構造計算適合性判定機関の住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地変更告示\(建築安全課\)](#)
- [県道さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線の指定解除\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

告 示

埼玉県告示第九百九十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年八月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年八月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人キタミン・ラボ舎
- 三 代表者の氏名
吉田 武司
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県北本市中央四丁目百二十二番マエヨシビル二階
- 五 定款に記載された目的
この法人は、埼玉県北本市を中心として、文化芸術的活動および体験の提供、地域資源の発掘と活性化、人材育成、地域のネットワークづくりに関する事業を実施することにより、文化芸術によるまちづくりの価値を発信し、文化的土壌形成に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年八月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年八月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人みのり
- 三 代表者の氏名
小熊 孝平
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県比企郡小川町大字腰越百七十九番地二岡本ビル
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がいをもつ人々に対し、就労支援および生活支援を行うとともに、小川町周辺の地域資源を活かした諸活動を行うことにより、障がいをもつ人々の社会的自立およびまちづくりの促進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百九十二号

地方自治法（昭和二十二年度法律第六十七号）第二百六十三条の二第二項の規定により、財団法人都道府県会館から平成二十二年度建物共済事業及び機械損害共済事業の経営状況について通知があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十三年八月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 建物共済事業

分担金その他収入

二、五三八、五二九、二七一円

災害共済金、経費その他支出

一、九一七、八七三、三三〇円

正味財産

四、四八九、二一八、六〇九円

二 機械損害共済事業

分担金その他収入

一、〇八三、六八四、九九七円

災害共済金、経費その他支出

七三九、五七一、四四四円

正味財産

四一六、七〇五、七一八円

告 示

埼玉県告示第九百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年八月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

二トリ川越店

埼玉県川越市豊田町三丁目十二 一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

（一）雨水に関する要望

先般の地元住民への説明会の席上、雨水処理についての説明で「建物前面の駐車場に数か所の浸透貯留槽を作り、そこに雨水を貯めて浸透させる」とのことでしたが、これで一時間当たり五十ミリメートルの警報の降雨に対処できるのか不安です。特に市道七二二九号線では、現在僅かな雨でも雨水が路面を乱流し、車両が水をはね、歩行も困難な状況です。もし、二トリ駐車場の雨水処理の不備によりその雨水が周辺道路に流れるようなことがあると住生活環境は大きく侵されるものと考えられます。雨水対策をもう一度ご検討いただくよう節に要望するものです。

（二）道路に関する要望

市道七二二八号線の幅員を五メートルに拡幅していただくよう要望いたします。この道路は、国道一六号線に面して営業されている「イエローハット川越店」の駐車場への出入りに使用されているだけでなく、国道一六号線を避けて広栄町方面に行けるいわゆる抜け道となっており、近隣住民だけでなく遠方からの通勤としての自動車での利用、そして年配者の散歩道、買い物への自転車道と狭いながらもかなり利用度の高い道路です。二トリ川越店の営業が開始されると、国道一六号線の渋滞を避けてこの市道七二二八号線を通る車両はかなり増加すると予想されます。現状の四メートルのままですと車両のすれ違いが困難であるばかりでなく、歩行者や自転車に乗る人たちの安全が確保されるか極めて心配であります。是非、市道七二二八号線を五メートルに拡幅することの検討を強く要望いたします。

（三）その他周辺への環境対策の要望

その1 騒音について

この店舗は、一般住宅に接して建築される計画になっており、買い物客の騒音だけでなく店舗営業時のエアコンの室外機や二十四時間回っている換気扇の音が気になります。なんとしても早朝からの荷物の搬出入の騒音は、敷地に接する住宅に多大なる不快感を与えるものと予想されます。ここでとくに要望したいことは早朝と夜間でのトラックのバックブザーは二トリ敷地内では絶対に使用しないことです。営業外の静かな時間帯でのバックブザーの音のやかましさ、不快さは相当なものと考えられるからです。

その2 営業時間帯に関する要望

閉店時刻が午後九時までとなっておりますがこれを午後八時三十分、そして駐車利用可能時間帯を午後九時まで、荷さばき可能時間帯を午前六時三十分から午後九時三十分に変更するよう要望いたします。これは、早朝から夜遅くまでの荷さばきによる騒音が少しでも解消されることを期待するからです。また、消灯時間が三十分早まることで光害防止対策も講じられるからです。

その3 防犯に関する要望

二トリ敷地の西側に接する住宅と二トリの外壁との間は、非常時の退避通路になると聞いておりますが、この場所は通常時には全く人が立ち入らない個所となり、防犯面で極めて危険であると考えられます。そこでその退避通路部分の数か所に、人などを感知して点灯するセンサー照明を設置していただきたく要望いたします。

二 縦覧期間

平成二十三年八月十九日から平成二十三年九月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

告示

埼玉県告示第九百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
生野土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住
所について、次のとおり届出があつた。

平成二十三年八月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	宮部勝利	埼玉県本庄市児玉町児玉千八百九番地
同	田島富雄	同 同 同 千四百八十三番地二
同	永尾勇三郎	同 同 同 千七百七十六番地四
同	永尾弘子	同 同 同 二千三百三十六番地二
同	小林隆	同 同 同 千八百十四番地一
同	宮部一三	同 同 同 千八百九十六番地五
同	笠原敬一	同 同 同 千八百七十一番地一
同	宮部弘志	同 同 同 千八百七十一番地一
同	田島博	同 同 同 千九百七番地三
同	宮部一夫	同 同 同 二千九十二番地
同	小林久雄	同 同 同 千七百八十八番地
同	逸見最	同 同 同 児玉郡美里町大字沼上二百七十九番地
監事	田島善市郎	同 同 同 本庄市児玉町児玉九百七十五番地
同	小林猛	同 同 同 千八百二十一番地
同	永尾義明	同 同 同 二千百二十二番地二

二 退任

職名	氏名	住所
理事	宮部勝利	埼玉県本庄市児玉町児玉千八百九番地
同	田島富雄	同 同 同 千四百八十三番地二
同	永尾勇三郎	同 同 同 千七百七十六番地四
同	永尾辰夫	同 同 同 二千三百三十六番地二
同	小林伝八	同 同 同 千八百十四番地一
同	宮部一三	同 同 同 千八百九十六番地五
同	笠原敬一	同 同 同 千八百七十一番地一
同	宮部弘志	同 同 同 千八百七十一番地一

告示

埼玉県告示第九百九十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年八月十九日

埼玉県知事 上田清司

指定番号	埼玉県知事第三号
名称	財団法人日本建築設備・昇降機センター
変更後の住所	東京都港区西新橋一丁目十五番五号
変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	東京都港区西新橋一丁目十五番五号
住所及び事務所の所在地の変更日	平成二十三年八月二十二日

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の十三第四項の規定に基づき、昭和五十七年埼玉県告示第五百八十七号及び平成十八年埼玉県告示第九百五十一号で指定した自転車専用道路の部分を次のとおり解除する。

その関係図面は、平成二十三年八月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 水 村 正 和

路線名	さいたま武蔵丘陵森林公園 自転車道線
指定を解除する道路の部分	比企郡川島町大字三保谷字大宮 五一六番一地先から 同郡同町大字三保谷字大宮 五三〇番地先まで
解除の期日	平成二十三年八月十九日
備考	

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年八月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年六月三十日

指令川建セ第二三 二六号

二 検査済証番号

平成二十三年八月十五日

川建セ第二三 三五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字上野字南原八 八番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡毛呂山町岩井西二丁目一 一番地四

株式会社ヤマニ 代表取締役 佐野 裕也

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年八月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年三月二十二日

指令川建セ第二二 一四四 号

二 検査済証番号

平成二十三年八月十五日

川建セ第二三 三六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字飯島新田字堤根七 番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北本市本宿二丁目一 一番地二 トルナーレオカノ5

岡崎 英樹

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年八月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十三年八月五日

指令越建セ第二二〇〇六二一号

二 検査済証番号

平成二十三年八月十五日

越建セ第一九二 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字中島九百九十番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字中島九百九十番地一

三平 隆志

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年八月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十三年八月十六日

指令越建セ第二二〇〇八二二号

二 検査済証番号

平成二十三年八月十六日

越建セ第一九三 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町本田一丁目二十六番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田三丁目四番十八号

加藤 たか子

告 示

埼玉県教委告示第三十六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十三年八月十九日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

一 日時

平成二十三年八月二十五日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県高病原性鳥インフルエンザ緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令について

ロ 平成二十四年度当初教職員人事異動の方針について

ハ 県議会平成二十三年九月定例会提出予定案件について

ニ 平成二十四年度埼玉県立高等学校において使用する教科用図書の採択について

ホ その他